

駐日台北経済文化代表事務所

代表 馮 寄台 殿

財団法人交流協
理事長 島中



財団法人交流協会は、駐日台北経済文化代表事務所に敬意を表するとともに、台湾居住者が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に滞在し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度に関し、日本国の関係当局が、本年6月1日から日本国の関係法令の範囲内で次の措置をとる用意を有することを通報します。

財団法人交流協会としましても、今回の措置が相互主義に基づきとられることを通じて、日本国と台湾との間の一層緊密な協力関係が促進されるとともに、日本国と台湾との間の相互理解が促進されることを期待しております。

1. 次の各要件を満たす者に対し、発給日から一年間有効なワーキング・ホリデー査証が発給される。

- (a) 前記の査証の申請時に台湾に居住する台湾居住者であること。
- (b) 前記の査証の申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること。
- (c) 一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。
- (d) 以前に前記の査証の発給を受けていないこと。
- (e) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。
- (f) 有効な台湾護照（身分証番号の記載のあるもの）を所持すること。
- (g) 台湾に戻るための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (h) 日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。
- (i) 健康であり、健全な経歴を有し、かつ犯罪歴を有しないこと。
- (j) 十分な健康保険に加入すること。

2. 申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1. にいう査証の発給を拒否されない。

3. 1. にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、財団法人交流協会台北事務所又は

高雄事務所に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同事務所の代表者による面接を受ける。

4. 1. にいう査証を有する台湾居住者は、日本国における滞在を開始する日から最長1年の期間日本国に滞在する許可が与えられる。台湾居住者は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5. この制度により日本国に滞在する台湾居住者は日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことが要請される。

6. この制度により日本国に滞在する台湾居住者は、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

7. この制度により日本国に滞在する台湾居住者は、日本国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8. 日本国における関連の青少年団体、文化団体及び地域社会団体は、この制度により日本国に滞在する台湾居住者のため適切な相談の便宜を与えることが奨励される。

9. 公安、公の秩序又は公衆衛生上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部が一時的に停止される場合がある。このような停止及びその停止が有効となる日は、財団法人交流協会から亜東関係協会に対して直ちに通知される。

10. 前記の諸措置が終了される場合には、財団法人交流協会から亜東関係協会に対し、書面による3箇月前の予告が行われる。

日業字 第 981042 号
平成 21 年 4 月 3 日

財団法人交流協会
理事長 島中 篤 殿

駐日台北経済文化代表事務所代表 馮 寄台



駐日台北経済文化代表事務所は、財団法人交流協会に敬意を表するとともに、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために台湾に滞在し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度に関し、台湾の関係当局が、本年 6 月 1 日から台湾の関係法令の範囲内で次の措置をとる用意を有することを通報します。

駐日台北経済文化代表事務所としましても、今回の措置が相互主義に基づきとられることを通じて、台湾と日本国との間の一層緊密な協力関係が促進されるとともに、台湾と日本国との間の相互理解が促進されることを期待しております。

1. 次の各要件を満たす者に対し、発給日から一年間有効なワーキング・ホリデー査証が発給される。
 - (a) 前記の査証の申請時に日本国に居住する日本国民であること。
 - (b) 前記の査証の申請時の年齢が 18 歳以上 30 歳以下であること。
 - (c) 一年を超えない期間台湾において主として休暇を過ごす意図を有すること。
 - (d) 以前に前記の査証の発給を受けていないこと。
 - (e) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。
 - (f) 有効な日本国旅券を所持すること。
 - (g) 日本国に戻るための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
 - (h) 台湾における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。
 - (i) 健康であり、健全な経歴を有し、かつ犯罪歴を有しないこと。
 - (j) 十分な健康保険に加入すること。

2. 申請者は、中国語の知識の欠如のみを理由として 1. にいう査証の発給を拒否されない。

3. 1. にいう査証の申請は、この制度に特有の手續に従い、駐日台北経済文化代表事務所、駐

日台北経済文化代表事務所横浜支所、駐日台北経済文化代表事務所那覇支所、台北経済文化大阪事務所又は台北経済文化大阪事務所福岡支所に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同事務所の代表者による面接を受ける。

4. 1. にいう査証を有する日本国民は、台湾における滞在を開始する日から最長1年の期間台湾に滞在する許可が与えられる。日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5. この制度により台湾に滞在する日本国民は台湾の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことが要請される。

6. この制度により台湾に滞在する日本国民は、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

7. この制度により台湾に滞在する日本国民は、台湾の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8. 台湾における関連の青少年団体、文化団体及び地域社会団体は、この制度により台湾に滞在する日本国民のため適切な相談の便宜を与えることが奨励される。

9. 公安、公の秩序又は公衆衛生上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部が一時的に停止される場合がある。このような停止及びその停止が有効となる日は、亜東関係協会から財団法人交流協会に対して直ちに通知される。

10. 前記の諸措置が終了される場合には、亜東関係協会から財団法人交流協会に対し、書面による3箇月前の予告が行われる。